

## 大阪府監査委員告示第15号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

府活第1160号  
平成21年5月29日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<大阪センチュリー交響楽団の社会貢献事業について>

### 1 監査対象機関

財団法人大阪府文化振興財団

### 2 委員意見

数年後に見込まれる大阪府文化振興基金の枯渇や、在阪オーケストラの統合問題を巡る議論の中で、大阪センチュリー交響楽団の存在意義が改めて問われる状況となっている。

当楽団は、公的支援の下で運営されている団体としての役割を十分認識し、現在行っている社会貢献事業のより一層の充実を図るなど、

府民の幅広い支持を得られるよう、努められたい。（平成18年度）

### 3 措置の状況

府民のオーケストラとして一人でも多くの府民に質の高い音楽鑑賞機会を提供するとともに、これまで行ってきた「タッチ・ジ・オーケストラ」といった次世代育成を中心とした社会貢献事業を充実させ、平成18年度より回数を増やして実施しており、平成21年度においても同程度の実施を予定しています。

その結果、楽団の活動に賛同いただける賛助会員や定期会員の数も着実に増え、平成20年7月に創設したファンクラブについては、これまで8か月間で約**4,200**人の加入がありました。

今後も、自立的で持続可能な経営を目指すとともに、自主財源の確保に軸足を置いた経営改革を進め、府民が支えるオーケストラとして社会貢献事業に取り組み、幅広い府民の支持が得られるよう努めます。